

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
その翌日)

目 次

- ◇訓 令 鳥取県公印規程の一部を改正する訓令
- ◇告 示 計量器定期検査の実施
解除予定の保安林

土地区画整理事業計画の変更の認可
土地区画整理法による換地処分

訓 令

鳥取県訓令第二号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十五年三月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表中

十一 出先機関の長
第一号

何(機) 何(機) 何(機)
取(機) 取(機) 取(機)
所(機) 所(機) 所(機)

二二ミリメートル平方

機 関

の 長

を

十一 出先機関の長印

第一号

第二号

何(機) 何(機) 何(機)
取(機) 取(機) 取(機)
所(機) 所(機) 所(機)

二二ミリメートル

何(機) 何(機) 何(機)
取(機) 取(機) 取(機)
所(機) 所(機) 所(機)

一五ミリメートル

ル平方 機 関 の 長

ル平方 県 税 事 務 所 長

納税通知書
等県税関係
文 書 用

に改める。

附 則

この訓令は、昭和四十五年三月二十日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百八十八号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、八頭郡の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和四十五年三月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 検 査 日 時 | 検 査 区 域 | 検 査 場 所 |
|------------------------------|---------|---------------|
| 四月二十日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで | 八頭郡若桜町 | 若桜小学校 |
| 二十一日 午前九時三十分から 正午 まで | 八東町 | 丹比小学校 |
| 午後一時 から 午後三時 まで | 八東町 | 八東共同選果場 |
| 二十二日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで | 郡家町 | 郡家公会堂 |
| 二十三日 午前九時三十分から 午後三時 まで | 中私都小学校 | 中私都小学校 |
| 二十四日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで | 船岡町 | 船岡公民館 |
| 二十七日 午前九時三十分から 正午 まで | 河原町 | 西郷選果場 |
| 午後一時 から 午後三時 まで | 河原町 | 河原町農業協同組合散岐支所 |
| 二十八日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで | 河原町 | 河原町役場 |
| 三十日 午前九時三十分から 正午 まで | 用瀬町 | 大村農業協同組合 |

| | |
|----------------------------|-------------------|
| 午後一時 から 午後三時 まで | 社農業協同組合 |
| 五月 一日 午前九時三十分から 午後三時 まで | 用瀬小学校 |
| 四日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで | 佐治村 佐治第二小学校 |
| 六日 午前九時三十分から 正午 まで | 智頭町 智頭町役場 那岐支所 |
| 午後一時 から 午後三時 まで | 土師支所 |
| 七日 午前九時三十分から 正午 まで | 山郷支所 |
| 午後一時 から 午後三時 まで | 山形支所 |
| 八日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで | 智頭中学校 |

鳥取県告示第百八十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年三月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年三月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九十一号

都市計画法施行法(昭和四十三年法律第一百一号)第三十五条の規定による改正前の土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第十条第一項の規定に基づき、米子市上福原団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第二項の規定

により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称

米子市上福原団地土地区画整理事業

二 事務所の所在地

鳥取市吉方温泉一丁目四六一

三 施行認可の年月日

昭和四十四年五月二十九日

四 変更認可の年月日

昭和四十五年三月十三日

鳥取県告示第九十二号

鳥取市第二浜坂団地土地区画整理事業施行区域の宅地について、昭和四十五年三月五日換地処分があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第一百三十四条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十五年三月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗